

参照 調整・見直しの留意点（各教科の目標及び内容）

児童生徒の実態とは、知的障害の状態、興味・関心、生活年齢、学習状況や経験等です。各教科の目標及び内容を児童生徒の実態に応じて調整・見直しをするときには、以下の事項に留意してください。

各教科の目標及び内容の段階

○知的障害のある児童生徒は、同一学年であっても知的機能の発達に個人差が大きく、学力や学習状況が異なります。そのため、特別支援学校学習指導要領の各教科の目標及び内容は学年別ではなく、段階を設けて示されています。

小学部			中学部		高等部	
1段階	2段階	3段階	1段階	2段階	1段階	2段階

【参考】特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） 第4章第1節5
特別支援学校学習指導要領解説 知的障害者教科等編（上）（高等部） 第2編第2部 第5章第1節5
「みやぎ授業づくりガイド」第1章1-6, 1-7



特別支援学校(知的障害)における教育課程

○障害の状態により特に必要がある場合

- ・小学部・中学部は、幼稚園教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。
- ・高等部の各教科の目標及び内容の一部を、当該各教科に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって替えることができる。

○小学部の児童のうち小学部3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者、また、中学校の生徒のうち中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、児童生徒が就学する学部に対応する学校段階までの小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

【参考】特別支援学校 幼稚園教育要領 小学部・中学部学習指導要領 特別支援学校 高等部学習指導要領
「みやぎ授業づくりガイド」第1章1-3, 1-5



特別支援学級(知的障害)における教育課程

- 特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合
 - ・各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり, 各教科を, 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりする。

【参考】小学校学習指導要領 第1章第4の2(1)イ(イ) 中学校学習指導要領 第1章第4の2(1)イ(イ)
「みやぎ授業づくりガイド」第1章1-4



指導計画作成上の配慮事項

- 指導内容の不必要な重複を避けたり, 重要な指導内容が欠落したりしないように配慮する。
- 系統的, 発展的な指導が進められるように指導内容を具体的に組織, 配列する。
- 指導内容が広がりすぎて, 焦点が定まらず十分な成果が上がらなかつたり, 児童に過重になつたりすることのないように留意する。

【参考】特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編(幼稚園・小学部・中学部)第3編第2章第3節
「みやぎ授業づくりガイド」第1章1-8



指導の形態

- 特別支援学校の小学部, 中学部又は高等部においては, 知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは, 各教科, 特別の教科である道徳, 外国語活動, 特別活動及び自立活動の全部又は一部について, 合わせて授業を行うことができる。

【参考】学校教育法施行規則 第130条第2項
「みやぎ授業づくりガイド」第1章1-8

